

東金市木造住宅耐震診断補助制度のご案内

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、犠牲者の約8割が住宅等の倒壊によるものでした。このような大きな被害をもたらす地震から人命・財産を守るためには、住宅等の耐震化が重要となります。

市では、平成22年度から以下の条件により木造住宅の耐震診断補助制度を始めました。これを機会に、地震に備えてご自宅の耐震診断をしてみたいはいかがでしょうか。

1 補助対象木造住宅

昭和56年5月31日（建築基準法の旧耐震基準）以前に着工された、東金市内にある木造の一戸建て住宅又は兼用住宅（延べ面積の2分の1以上が居住部分であること。）で、地上階数が2以下であること。

2 補助対象耐震診断方法

一級、二級建築士又は木造建築士のいずれかの資格者が、「木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）」（（一財）日本建築防災協会発行）に基づいて行なう一般診断法又は精密診断法による耐震診断であること。

3 補助対象者

補助対象木造住宅の所有者であり、かつ、現在補助対象木造住宅に居住していること。

注）市税を滞納している方は補助を受けることはできません。

4 補助金の額

耐震診断に要した費用の3分の2の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、4万円を限度とします。

5 補助金の交付申請方法

補助を受けるには、耐震診断を実施する前に交付申請が必要になります。

手続きの流れは、裏面を参照してください。

注1）市が交付決定する前に耐震診断を行った場合には、補助金を受けられませんのでご注意ください。

注2）耐震診断は、交付決定の通知を受けた日から120日以内又は交付決定を受けた年度の1月末のいずれか早い日までに完了してください。

お問い合わせ・申請先

建設経済部 都市整備課 施設管理係

☎0475（50）1150

Email : tosei@city.togane.lg.jp



耐震診断補助金交付申請手続きの流れ

